

祇園祭ごみゼロ大作戦補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市のごみ減量、ごみの発生抑制の取組を推進し、イベント参加者、主催者及び市民の環境意識の醸成を図るため、祇園祭でのごみ分別やリユース食器導入等の取組を実施する祇園祭ごみゼロ大作戦の主催者（以下「主催者」という。）に対する補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、京都市エコイベント実施要綱（以下「実施要綱」という。）第10条第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第3条 補助金は、主催者の運営及び事業の実施に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用であって、市長が適当と認めるものについて交付する。

(1) リユース食器導入費用

リユース食器のレンタル費用及びその導入に必要となるコーディネーター人件費、食器洗浄機、環境対策備品等のレンタルに係る費用をいう。

(2) テント等の設営費用

リユース食器回収拠点及びごみの分別回収拠点の設営に係る費用をいう。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、前条に定める費用のうち市長が必要かつ適当と認める額とする。

2 前条第1号に対する補助金の額は、総費用の2分の1とし、100万円を限度とする。

3 前条第2号に対する補助金の額は、300万円を限度とする。

(補助金交付の申請)

第5条 条例第9条の規定による申請は、祇園祭ごみゼロ大作戦補助金交付申請書（第1号様式）によって、事業開始までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 団体の構成員に係る名簿

(2) 事業計画書

(3) 収支予算書

(4) 見積書その他の事業の実施に要する費用を証する書類の写し

(5) 実施要綱第5条に規定する京都市エコイベント登録申請書(第1号様式)

(6) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請後、条例第11条第1項に規定する内容の変更又は事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、条例第10条の規定により補助金の交付及び交付予定額を決定する。

- 2 条例第12条の規定による通知は、祇園祭ごみゼロ大作戦補助金交付決定書(第2号様式)により行うものとする。

(交付の条件)

第7条 条例第11条第1項第4号によるその他市長等が必要と認める条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付対象となった事業(以下「補助事業」という。)は、実施要綱第5条に規定する京都市認定エコイベントの登録申請を行わなければならない。
- (2) 補助金は、補助事業のみに使用しなければならない。
- (3) 補助事業において使用するリユース食器は、リース事業者からレンタルして使用するものとする。

(検査及び指示)

第8条 市長は、主催者に対して、補助事業に係る事項に関し、報告を求め、又は検査することができる。

- 2 市長は、前項の規定による報告又は検査の結果に基づき、当該補助事業の実施について、必要な指示を与えることができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 市長は、申請団体が補助対象事業の実施を中止した場合、補助金の交付の決定を取り消すこととする。ただし、天災又は雨天など、申請団体の責に帰すべき事情によらず、補助対象事業の実施を中止した場合、市長は、解約に係る費用を助成することとする。

- 2 前項ただし書きの規定による補助金の額のうち、第3条第1号に対する補助金の額は、解約に係る費用の2分の1を助成し100万円を限度とし、第3条第2号に対する補助金の額は300万円を限度とする。

(事業完了の届出)

第10条 条例第18条の規定による実績報告は、祇園祭ごみゼロ大作戦補助金実績報告書(第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書その他の事業の実施に要した費用を証する書類の写し
- (4) 実施要綱第8条に規定する京都市認定エコイベント実施報告書(第3号様式)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受け、条例第19条の規定により助成事業者に交付すべき助成金の額を確定したときは、祇園祭ごみゼロ大作戦補助金交付額確定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(補助金の概算払い)

第12条 主催者は、条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、祇園祭ごみゼロ大作戦補助金概算払請求書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、環境政策局長が定める。

(附則)

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年 6月 29日から施行する。